

熊本県農業振興地域整備基本方針（変更案）に関する意見募集の結果及び県の考え方について

1 意見募集の期間

令和8年（2026年）7月28日（火）から令和8年（2026年）8月26日（木）まで

2 意見の件数

3件（2人）

3 意見の取扱い

反 映：	寄せられたご意見の趣旨を踏まえ、内容に反映するもの	件
参 考：	今後の取組の参考とさせていただくもの	1件
補足説明：	寄せられたご意見について、補足説明を行ったもの	2件
既 掲 載：	ご意見の趣旨が既に掲載されているもの	件
反映困難：	反映が困難なもの	件
そ の 他：	質問や感想、素案以外への意見	件

番号	ご意見の概要	県の考え方	取扱い
1	減反はしない方向でお願いします。ただでさえ低い食糧自給率を下げるのは不安です。 石破元総理のやり方が正しかったと思います。	本県の面積目標につきましては、国が基本指針で示した設定基準を基に、過去のすう勢や本県独自の事由も考慮して設定しております。 また、農業生産性等を維持するため、優良農地の確保や農地の効率的な利用推進、営農継続支援等に取り組んで参ります。	補足説明
2	国の「農用地等の確保等に関する基本指針」では令和17年の農用地区域内において確保すべき農用地（農用地区域内農地）の面積を「現状（令和5年の396.7万ヘクタール）よりも7万ヘクタール減の390万ヘクタールを目標として設定することとし、優良な農地の確保とその有効利用に向け、これらの制	本県の面積目標につきましては、国が基本指針で示した設定基準を基に、過去のすう勢や本県独自の事由も考慮して設定しております。 また、農村地域への産業の導入等にあたりましては、本方針案におきまして、優良農地の保全や地域環境との調和に十分	補足説明

	度の適切な運用と取組の積極的な推進を図るものとする。」とし、減少率が1.8%とされています。 一方、素案では「現状（令和5年の90,331ha）よりも3,818ha減の86,513haを本県の目標として設定する。」として4.3%の減となっており、特に、地下水涵養に重要な役割を果たしている白川中流域での減少が大きくなっています。 このように、「儲かる農業」を目指す高収益型作物の栽培だけでなく、畜産飼料やその他の土地利用型作物の主要産地である熊本の農業を維持するためにも農地転用の抑制が必要です。 このため、現在、本来の法制度の趣旨を逸脱して単なる「農振除外のツール」として悪用されている「農産法」の制度運用については、真に地域農業構造の改善につながっているかどうかを検証したうえで産業の追加導入がなされるよう厳格な運用を願います。	留意することとしており、今後とも国や市町村等の関係機関と連携を図りながら、制度の適切な運用に努めてまいります。	
3	変更案では、白川中流域について「地下水浸透能力が高く、水田湛水等による地下水涵養機能の発揮が期待される」と明記されています。一方で、地下水涵養に取り組んでいる現場では、地下水涵養の取組を継続するための財源確保が大きな課題となっていますが、水田湛水を継続していくための安定した財源や、県がどのような役割を担うのかについては、具体的な記載がありません。 また、半導体関連企業の集積等によって農地の減少や地下水利用の増加が見込まれる中、農地転用によって失われる涵養量をどのように評価するのか、開発を回避できない場合に誰が代替涵養の費用を負担するのかも、明確になっていません。 先ずは、健全な水循環や流域総合水管理の観点から、地表水の有効活用による地下水依存からの脱却に向けた白川中流域	今回の基本方針案につきましては、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、本県における優良農地の確保や農業上の効率的な土地利用調整に関する大綱的な方向性を定める指針とするものです。 このため、個別具体的な事業手法や財源措置等の詳細については、今回具体化を図るものではありません。 いただいた御意見につきましては、具体的な事業・計画等を所管する関係部署とも共有し、今後の施策の参考とさせていただきます。	参考

	での農業水利施設の長寿命化対策やパイプライン化等のハード整備による農業用水利用の合理化と農業用水再編対策による用水の生み出し、農業用水路の工水との共同管理化による農業水利施設維持管理団体の財政面での支援等についても記載いただきたい。		
--	--	--	--